

第4期貝塚市障害福祉計画



平成27年(2015年)3月

貝塚市

(余白)

はじめに

貝塚市では、現在、障害のない人と平等に生活する社会をめざす「ノーマライゼーション」、全人的な可能性の追求をめざす「リハビリテーション」という二つの理念に基づき、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童・高齢者福祉をはじめ行政各分野と緊密に連携しながら、総合的・計画的な施策の推進に努めております。近年、障害のある人の割合は増加傾向にあり、障害の重度化や重複化が進むとともに、本人や家族の高齢化も着実に進んでおります。また、障害福祉施策の対象は、平成22年度から発達障害者が、平成25年度から難病等が対象となるなど、障害福祉サービスのより一層の充実が望まれる状況にあります。



一方、国においては、平成18年12月に国連総会で採択された障害者権利条約にわが国が平成19年9月に署名後、毎年のように法改正と新たな制度整備が進められ、障害のある人を取り巻く制度も目まぐるしく変化してきております。平成25年4月には「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

このように障害のある人に対する施策が大きく変化しておりますが、本市におきましては、障害のある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間として人権が尊重され、住みなれた地域社会で安心して暮らせるまちづくりに努めております。

このたび策定いたしました第4期貝塚市障害福祉計画は、国や大阪府の基本的な考え方を踏まえることはもとより、全体計画である「第2次貝塚市障害者計画」の理念等の実現をめざしながら、平成27年度から29年度までの具体的な事業の成果目標や活動指標を定めました。本市では、この計画に基づいて障害福祉サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にご尽力たまわりました貝塚市障害者施策推進協議会委員の方々をはじめ、施策に対する意識調査や計画策定について貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、障害者団体、各関係機関の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

平成27年(2015年)3月

貝塚市長 藤原龍男

(余白)

*** 目 次 ***

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定体制	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	6
1. 貝塚市における現況	6
2. 障害福祉サービスの利用状況	11
3. 障害者施策に関わる市民意識	16
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本的な考え方	35
2. 重点目標と実現に向けた取り組み	38
第4章 障害福祉サービス等の内容と見込み	45
1. 自立支援給付によるサービスの内容と見込量	45
2. 地域生活支援事業の内容と見込量	54
3. 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの内容と見込量	64
第5章 計画の推進に向けて	66
1. 計画の進行管理	66
2. 計画推進体制の充実	68
参考資料	69
1. 策定体制と経過	69
2. 用語の解説	72

(余白)